

旅館、ホテル等における夜間の 防火管理体制指導マニュアル

神戸市消防局

— はじめに —

皆さんの旅館・ホテルには、自衛消防隊が組織され、火災、地震等の災害に備えて積極的に訓練をされていることと思います。

次は、過去15年間の主な旅館・ホテルの火災事例です。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ・ 郡山市磐光ホテル火災 | (昭和44年 2月・死者31名、重軽症27名) |
| ・ 和歌山市旅館寿司由楼火災 | (昭和46年 1月・死者16名、重軽症15名) |
| ・ 栃木県川治プリンスホテル火災 | (昭和55年11月・死者45名、重軽症22名) |
| ・ ホテル・ニュージャパン火災 | (昭和57年 2月・死者33名、重軽症34名) |
| ・ 蔵王観光ホテル火災 | (昭和58年 2月・死者11名、重軽症 4名) |
| ・ 伊豆熱川温泉・ホテル大東館火災 | (昭和61年 2月・死者24名) |
| ・ 伊豆・峰温泉菊水館火災 | (昭和61年 4月・死者 3名、重軽症55名) |

なぜ、これらの火災では多数の死者が発生したのでしょうか。

原因は様々ですが、常に指摘される事項の一つに防火管理体制の不備があります。

従業員が適切な避難誘導をしていれば……

あの時に屋内消火栓をうまく使っていたら……

もっと早く通報していたら……

等々……

そこで、火災通報装置の設置、スプリンクラー、屋内消火栓、自動火災報知設備等の設置強化などのハード面の指導と共に、防火管理体制の強化、特に手薄になる夜間の防火管理体制の強化が重要なポイントになってきました。

自治省消防庁では、その対策として「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体

制指導マニュアル」を作成、指導することとし、各消防本部に通達しました。

神戸市消防局でも、この通知を受けて「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル」（以下「指導マニュアル」といいます。）を作成し、夜間の防火管理体制の検証を進めることにいたしました。

なお、平成3年4月1日以降の「適マーク」交付要件の一つに「指導マニュアルによる検証に適合していること。」を追加する予定にしています。

神戸市消防局予防部査察課

1. 「指導マニュアル」の目的・構成

旅館・ホテル等において、最も条件が悪い夜間に火災が発生した場合に、従業員（自衛消防隊員）が適切な行動をとれるか、また、それらの行動が一定の時間内に終了できるか、を検証し、その検証結果を基に、旅館・ホテルごとの適切な防火管理体制に改善し、旅館・ホテルの安全性を高めることが目的です。

この「指導マニュアル」に基づく訓練（以下「検証訓練」といいます。）を行う対象は、適マーク交付対象（神戸市火災予防規則第9条に規定するもの）に該当する旅館、ホテル、保養所等です。

「指導マニュアル」では、自衛消防隊員がしなければならない最低限必要な行動（以下「対応事項」といいます。）として7項目をあげています。

この対応事項について、夜間の、通常の防火管理体制で検証訓練を実施します。

旅館・ホテルの建築構造、消防用設備等により、予め設定された行動可能時間（以下「限界時間」といいます。）内に対応事項が全て終了できるか、個々の対応事項は適切か、を検証し、その内容に応じて「指導要領」に基づき改善を行い、改められた体制で再度、検証訓練を実施して、適切な防火管理体制を整備するという手順になっています。

2. 対応事項

自衛消防隊員がしなければならない最低限必要な行動は、次の7項目です。

(1) 出火場所の確認

自動火災報知設備の受信機の発報表示及び警戒区域図で出火場所を確認します。

(2) 現場確認

出火場所に至って現場の状況を確認します。

(3) 消防機関への通報

現場確認の後、火災発生及び必要事項を消防機関（119番）に通報します。

(4) 初期消火

消火器又は、屋内消火栓により初期消火を行います。

(5) 情報伝達

宿泊客に対し、火災の発生及び避難開始を、非常用放送設備等を使用し、若しくは各客室を巡回して知らせます。

(6) 避難誘導

情報伝達により廊下に出た宿泊客を安全な場所まで誘導します。

この場合の「安全な場所」は、次に掲げるいずれかの場所とします。

〔耐火建物の場合〕

- ・ 特別避難階段の附室
- ・ たて穴区画がなされている階段室
- ・ 安全な地上までの避難路を有する屋上広場

〔耐火建物以外の場合〕

- ・ 安全な地上

(7) 消防隊への情報提供

到着した消防隊に火災の状況及び避難の状況等を報告します。

対応事項の実施順序や7項目以外で是非実施しなければならない対応事項がある場合については、それぞれの旅館・ホテル等の状況に応じて検討してください。

3. 「指導マニュアル」に基づく検証訓練の進め方

(1) 検証訓練に必要な人員及び役割

① 検証員

- ・ 検証員は、防火管理に関する知識を持っていると思われる者（防火管理者講習修了者等）の中から防火管理者が指名します。

消防職員が立ち会う場合は、消防職員が行います。

- ・ 訓練を行う自衛消防隊員1名ごとに検証員1名とします。

なお、検証員が複数の場合は主任検証員を定め、主任検証員が取りまとめを行います。

〔役割〕

検証員は、自分が担当する自衛消防隊員の行動を行動票により事前に確認し、チェック表の項目のうち、担当する隊員の実施項目以外の項目を削除しておきます。

検証訓練中は担当する自衛消防隊員につき、開始から終了まで行動のチェックと時間測定を行います。

② 自衛消防隊員

- ・ 検証訓練を実施する自衛消防隊員は、実際に夜間業務に従事している者とし、人数は通常夜間業務を行っている人数とします。（日時等によって人数が異なる場合は、そのうち最も少ない人数とします。）

〔役割〕

行動表に従って、実際に対応事項を行います。

③ 現示員

1名

〔役割〕

火点となる客室で待機し、室内の感知器のうち任意に選んだ1個を加煙器、加熱器等で発報させる。

(2) 検証訓練の事前準備

検証訓練は、次の要領で実施します。

- ① 防火管理者は、調査表を作成します。(記入例参照)
調査表には簡単な各階平面図を添付します。
- ② 防火管理者は、自衛消防隊員と共に対応事項の具体的な行動について検討し行動表(訓練計画)を作成します。(記入例参照)
- ③ 行動表は、事前に検証員(消防職員が立ち会う場合は所轄消防署の予防査察係)に提出します。
- ④ 防火管理者は、調査表に基づいて限界時間を決めます。

(3) 検証訓練の進め方

検証訓練の流れは、従来から行っている訓練とあまり変わりませんが、従来のものと違う点は、限界時間(16頁参照)内に対応事項全てを終了しなければならないということです。

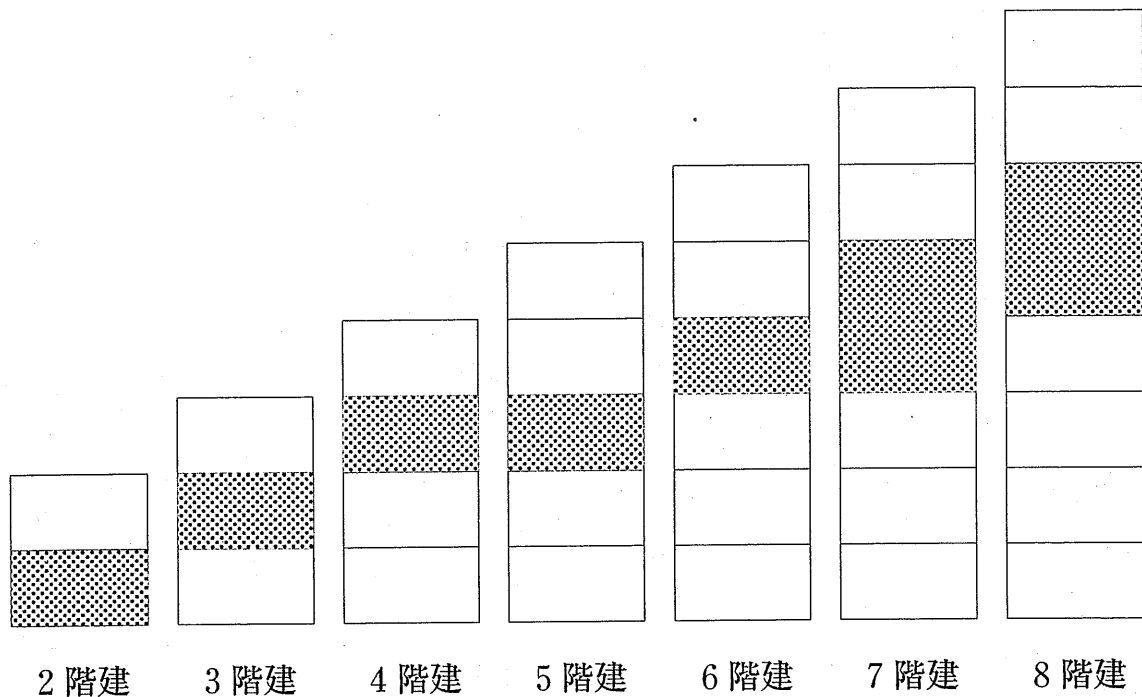
検証訓練の実施方法は次のとおりです。

ア. 出火場所の決定

- ① 火点の決定は、検証員(主任検証員)が行います。
- ② 火点室は、階数の1/2以上の階から最上階より2階下までの階(4階以下の場合は、最上階より1階下の階)にある客室のうち、火災確認を行うこととしている者が待機している場所から最も遠い客室とします。

(例)

■の範囲内の客室で火災確認をする者から最も遠い客室を選定します。



イ. 火災の状況設定等

- ① 検証員は火点となる室内に火災の状況を表示しておきます。(写真1参照)

火災の状況は、初期消火活動を必要とし、かつ拡大火災を想定します。

(表示の例)

室内に煙が充満しており、

非常に熱気を感じる。

- ② 火点となる客室は、内側から施錠しておきます。
- ③ 火点となる客室の入口の廊下側に赤旗等で火点である旨の表示をしておきます。(写真2参照)

写真1

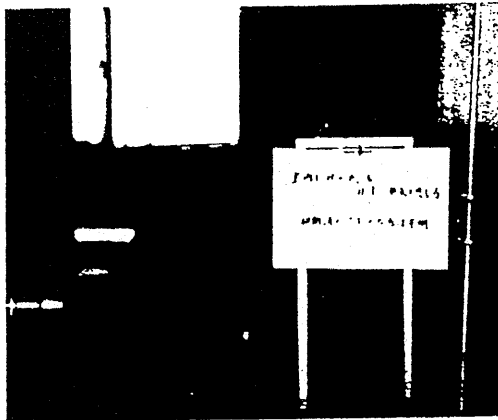
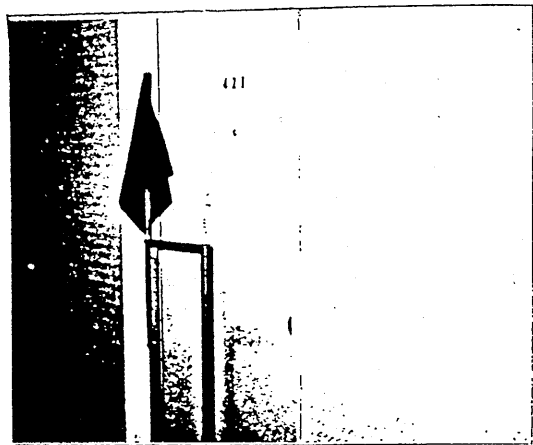


写真2



ウ. 隊員の行動チェックの要領

- ① 検証員は、担当する自衛消防隊員の行動をチェック表の項目に従ってチェックし、各項目ごとの終了時間を記入します。
- ② 自衛消防隊員がチェック表に記載された対応事項を実施せずに次の行動に移った場合には、検証員はその時点で未実施対応事項を実施するように口頭で指示を与えます。

又、対応事項を実施したが不確実な行動であった場合にはその時点でその旨を口頭で指示し、指示した行動から再度実施させるようにします。

この場合の検証員の指示は、大きな声で短く適切に行うことが必要です。

エ. 経過時間の測定

時間測定は、それぞれの検証員が実施し、訓練終了時に主任検証員が集計するものとします。

なお、時間測定の開始は自動火災報知設備発報時とし、訓練終了時は、火災階及び非火災階のそれぞれにおいて、最後に行動が終了した自衛消防隊員の行動終了時刻とします。

4. 対応事項の実施方法

(1) 出火場所の確認



- ① 自衛消防隊員は、原則として自動火災報知設備の受信機の前で待機しているものとしませんが、実際の夜間勤務が一時的でも仮眠状態となることがある場合は自動火災報知設備発報後15秒経過した後に行動を起こすものとしします。

② 自動火災報知設備の受信機により発報場所を確認した後の行動

— 放送設備があり、2名以上で勤務している場合 —

- ・ 1名は、自動火災報知設備のベル（主ベル・地区ベル）を停止し（ただし15秒以上鳴動させること。）「自動火災報知設備が作動し現在係員が確認中である」旨の放送（予備放送）を行います。
- ・ 放送は現場の状況が確認できるまでの間、適当な間隔で繰り返し行います。

(例) 「ただいま自動火災報知設備のベルが鳴りましたが、係員が調べていますので、放送に注意して、しばらくそのままお待ちください。」

— 1名で勤務している場合 —

- ・ 先ず現場確認に向かいます。
- ・ 現場確認中は自動火災報知設備のベル停止は行ってはいけません。

(2) 現場確認



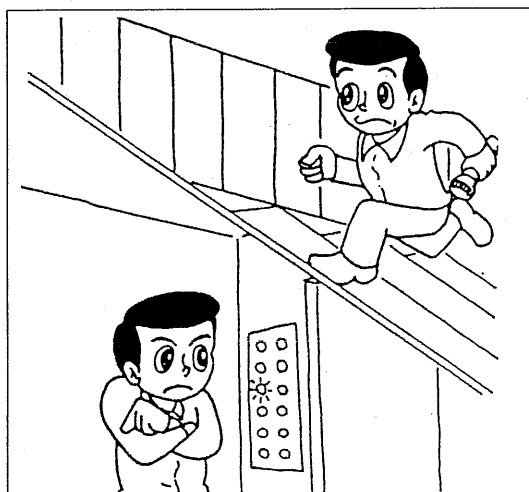
① 現場確認に向かう者は、かならず
マスターキーを持って行くこと。

② 現場確認に向かう際のエレベーターの使用

ア 非常用エレベーターは全ての階で使用できます。

イ 常用エレベーターで停電時最寄り階停止装置付のものについては、出火
階の一つ下の階までに限り使用できるものとします。

ウ その他のエレベーターは使用できません。



※ 停電時最寄り階停止装置付きエレベーターとは、停電になっても途中では停止
せず、かならず最寄り階のフロアーに停止して外に出られるエレベーターのこと
です。



- ③ 火災の状況を確認し（火点室内の状況表示を読む）「火事だ！」と大声で2回叫ぶと同時に、状況を通報担当者等（防災センター等で待機している他の者）に知らせます。

携帯用無線機・内線電話・自動火災報知設備の連絡電話等がある場合は利用してください。

(3) 消防機関への通報



- ① 火災の確認後又は火災の連絡を受けた後に消防（119番）に通報します。
 なお、火災通報装置を使用する場合も火災の確認後押しボタンを押します。

〔通報する内容〕

- ア 住所（目標等があれば合わせて。）
- イ 旅館等の名称
- ウ 出火場所（何階の何号室か・何が燃えているか）
- エ 通報者氏名、電話番号

〔火災通報の例〕

もしもし、火事です。こちらは中央区加納町6丁目5の1ホテル〇〇です。
市役所の北側です。

3階の305号室から出火しました。

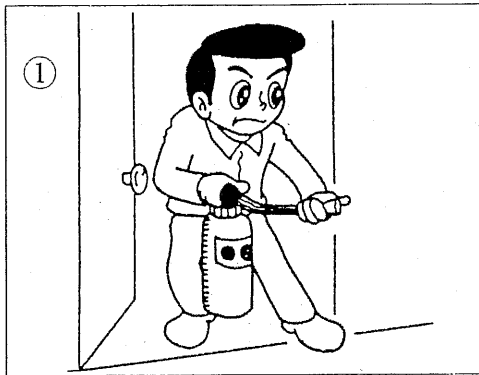
本日の宿泊者は250名です。

わたしは防災センターの△△×××です。電話は333の0119です。

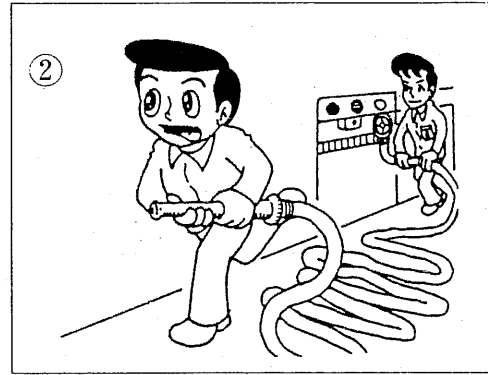
・実際に119番に訓練通報を行うか又は、模擬交換機等を使用します。

(実際に119番通報をする場合は事前に所轄消防署に連絡してください。)

(4) 初期消火



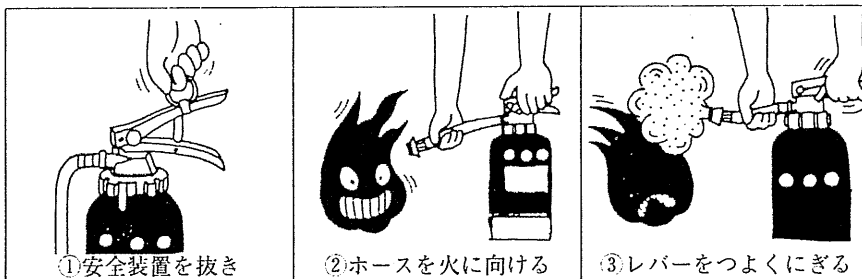
又は



① 消火器を用いる場合は、放射のための動作（安全ピンをさわった後、ホースを火点に向け、レバーを握る。）を行ったうえで15秒間放射体勢を維持します。

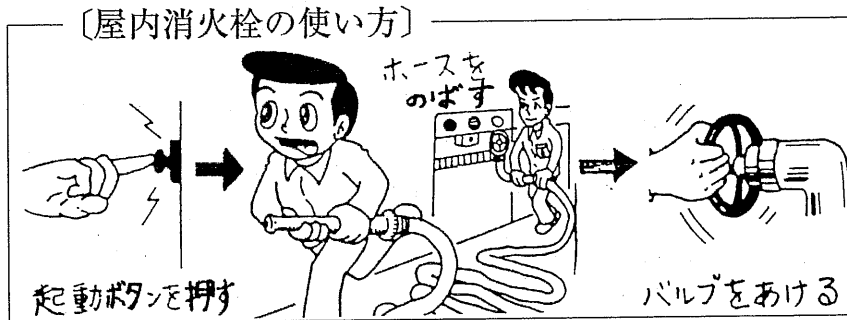
(実際に消火器を放射する場合は、A 3以上の能力単位を有する消火器を使用すること。)

〔粉末消火器の使い方〕



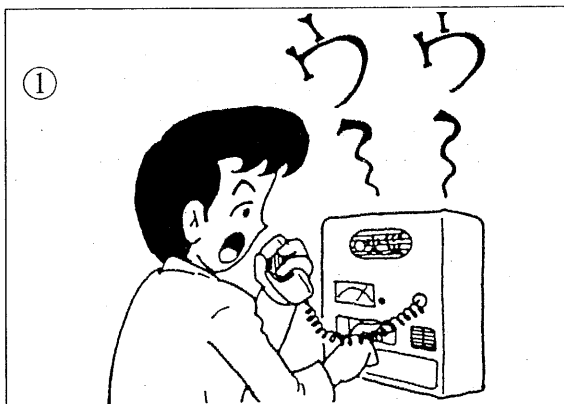
- ② 屋内消火栓を使用する場合は、放水のため動作を行ったうえで30秒間放水体勢を維持します。

(操作は原則として2名です。ただし2号消火栓及び1名で操作することができる消防署長が認めたものについては1名でもかまいません。)



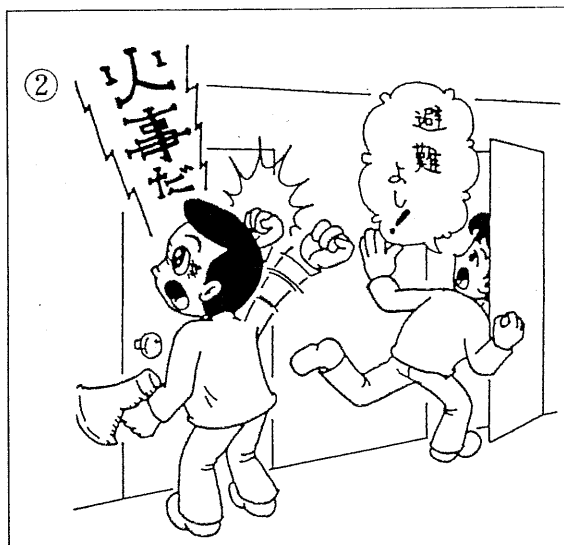
(5) 情報伝達

〔非常用放送設備がある場合〕



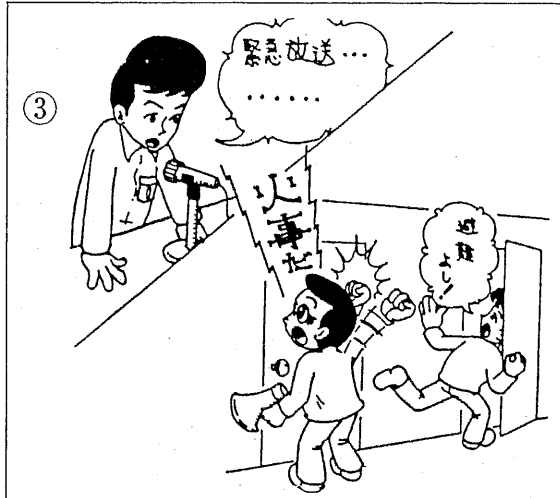
- ① 非常用放送設備又は非常用構内通報機(火災であることが一斉に伝達できる電話機等)がある場合はそれらの機器を使用して宿泊客に火災の発生を知らせます。
非常放送は、3回行います。

〔非常用放送設備等がない場合〕



- ② 非常用放送設備等がない場合には、各客室に火災である旨を知らせてまわります。
これを「客室伝達」といいます。
その要領は、「火事だ〜」と大声で叫びながら各客室のドアをたたき、ドアを開けて室内を確認します。

〔一般業務用放送設備がある場合〕



③ 放送と客室伝達を同時、あるいは引き続き行います。

客室伝達を行う範囲は、防火区画等の状況により次の範囲とします。

〔客室伝達を行う範囲〕

ア 放送の手段が全くない場合は全ての客室

イ 一般業務用放送設備がある場合で、たて穴区画ができていない場合は火災階以上の階の客室

ウ 一般業務用放送設備がある場合で、防火区画、たて穴区画が十分で、かつ上階からの安全な避難経路が確保されている場合は、火災階の当該防火区画内の客室(この場合は、確実に防火戸が閉じていることを確認すること。)

(6) 避難誘導

避難誘導は、建物の階段の構造により次のように実施します。

① 特別避難階段、屋外避難階段及びたて穴区画された階段室がある場合



火災階以上の各階ごとに附室又は階段室の入口付近で「ここから逃げて下さい。」と2回叫びます。

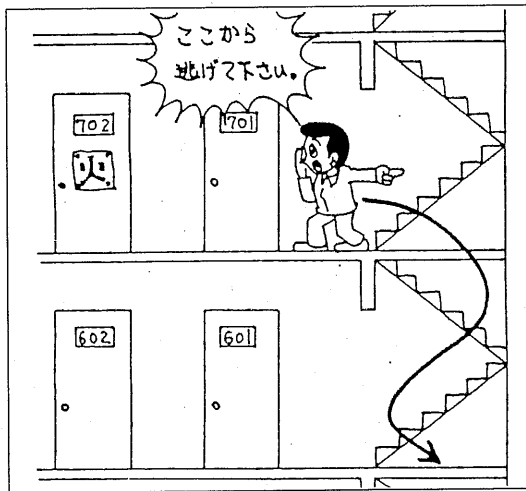
スプリンクラー設備が設置されている場合は、出火階及びその直上階のみでこの行為をします。

ただし、階段の入口部分に誘導音装置付誘導灯が設置されている場合は、この行動は省略しても構いません。

② 上記①の階段がない場合

直通階段のうち最も安全と思われる階段を選んで、次のとおり避難誘導を行います。(実際に誘導行為をします。)

ア 火災階及びその直上階

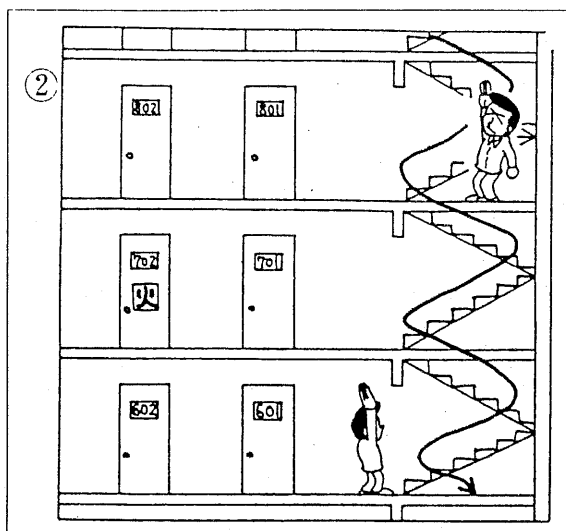


火災階及びその直上階の階段の入口付近で「ここから逃げて下さい。」と2回叫んだ後、火災階の1階下の階まで誘導します。

イ 火災階の直上階より上の階

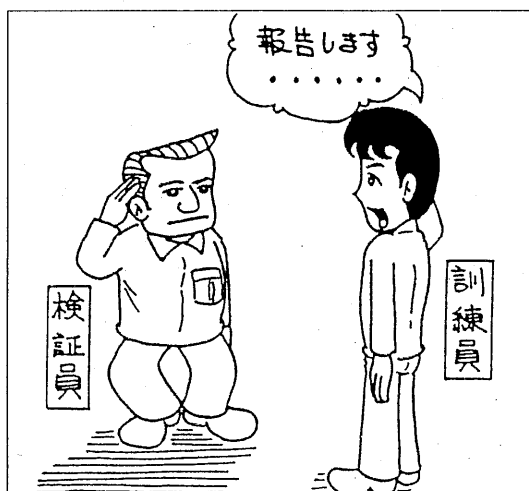


① 最上階から火災階の2階上の階まで各階の階段の入口付近で「ここから逃げて下さい。」と2回叫びます。



- ② すべての階で①の行為が終わった後に火災階の1階下まで避難誘導する行動を実際に行います。

(7) 消防隊への情報提供



情報提供を担当する自衛消防隊員は、最後に担当検証員に火災の状況等を報告します。

〔報告する項目〕

ア 出火場所 イ 火災の状況（火点に表示された項目） ウ 避難の状況

(例)

「状況を報告します。3階309号室から出火、延焼拡大中、宿泊客の避難完了、けが人なし、以上」

5. 検証の実施結果

検証訓練の結果は、次のことが満たされているかどうかで判断します。

- (1) 火災階での対応事項 —— 火災階の限界時間内に終了
- (2) 非火災階での対応事項 —— 非火災階の限界時間内に終了

6. 限界時間の決定

限界時間は、火災階と非火災階についてそれぞれ次により決定します。

火災階の限界時間

- (1) スプリンクラー設備が設置されている階————— 9 分
- ただし、次の各号に該当する場合には次の時間を加算したものを限界時間とします。
- ① 耐火構造の建物で全ての客室において条例第49条第2項に基づくと2方向避難経路が確保されている場合————— 延長時間 2 分
- ② 耐火構造の建物以外で全ての客室において条例第49条第2項に基づくと2方向避難経路が確保されている場合————— 延長時間 1 分
- (2) スプリンクラー設備が設置されていない階
- ア. 内装制限がされている場合で、客室と廊下の間に欄間、ガラス等がない場合（廊下と客室の間に煙の流通がない）————— 6 分
- イ. 内装制限がなされているが、客室と廊下の間に欄間、ガラス等があり、煙が容易に廊下に流出する場合（煙が充満し易い構造）— 5 分
- ウ. 内装制限がなされていない場合————— 3 分
- ただし、上記ア. イ. ウの場合で次の各号に該当する場合にはそれぞれの延長時間を加算したものを限界時間とします。
- ① 耐火構造の建物で全ての客室において条例第49条第2項に基づくと2方向避難経路が確保されている場合————— 延長時間 2 分
- ② 耐火構造の建物以外で全ての客室において条例第49条第2項に基づくと2方向避難経路が確保されている場合————— 延長時間 1 分

③ 内装制限がなされており、かつ、全客室の寝具類全てに防災
製品が使用されている場合—————延長時間 1分

④ 対応行動において、有効に屋内消火栓を使用できる場合
—————延長時間 1分

非火災階の限界時間

非火災階の限界時間は、火災階の限界時間に次の時間を加算したものとします。

(1) たて穴区画がなされている場合————— 3分

(2) たて穴区画がなされており、各客室毎に定員相当数の火災避難
用保護具（簡易型呼吸器等）が設置されている場合————— 4分

7. 再検証

検証訓練の結果、火災階及び非火災階の限界時間内にそれぞれの対応事項が完了しなかった場合には、防火管理体制の見直しを行い、再検証を実施します。

なお、火災階及び非火災階の限界時間内にそれぞれの対応事項が完了した場合でも、それぞれの行動をよく検討し、改善すべき点があれば改善を図ってください。

8. 記入要領

〔検証対象物調査表及び行動票等「指導マニュアル」関係書式の記入例〕

(1) 調査表

旅館、ホテルの名称

住所

(様式第1号) 防火管理マニュアル検証対象物調査表 (旅館・ホテル等)

対象物名 消防ホテル 所在地 中央区加納町6-5-1 No. 検証対象物が2棟以上ある場合は
棟ごとに作成してください。

1. 建物概要

(1) 延べ面積 6,250 m² (2) 建物構造 全部耐火造 その他 耐火造一部簡易耐火

(3) 階数 地上 5 階 地下 1 階 (4) 防災センター 有 位置 1階フロント横 無

2. 消防用設備等

(1) スプリンクラー設備 全館有 一部有 () 無

(2) 屋内消火栓設備 1号消火栓有 2号消火栓有 無

(3) 非常用放送設備 (非常用構内通報機等を含む) 有 (種別 非常用放送設備) 無

(4) 非常通報装置 直接通報 ワンタッチ通報 無

(5) 誘導音装置付誘導灯 全部有 一部有 (位置) 無

(6) 一般業務用放送設備 有 無

3. 階段

(1) 屋外避難階段 有 (箇所) 無

(2) 特別避難階段 有 (/ 箇所) 無

(3) 直通避難階段 有 (/ 箇所) 無

4. 内装制限等

(1) 室内の内装制限 有 無

(2) 客室と廊下の間に欄間、ガラリ 有 無

(3) 寝具類の防火措置 有 無

(4) たて穴区画 有 無

5. 避難等

(1) 条例第49条第2項による2方向避難経路 (ベランダ等) 全部有 一部有 () 無

(2) 安全な避難経路を有する屋上避難広場 有 (位置) 無

(3) エレベーター

・非常用エレベーター 有 (場所・位置) 無

・その他のエレベーターの停電時最寄り階停止措置 有 無

6. 防火管理

(1) 自動火災報知設備の受信機の位置 主1F防災センター 副2Fホテル事務所

(2) 夜間の自衛消防隊員数 3 人 (仮眠中 2 人・勤務 /人)

() 内に待機場所又は仮眠場所を記入する。

1階(フロント) / 人	1階(防災センター) 2人	階() 人	階() 人
階() 人	階() 人	階() 人	階() 人

必要事項記入

それぞれ該当する□に
✓印を入れる。

(2) 行動表

隊員の番号を記入し、待機場所を記入する。

(様式第2号) 行動表 (自衛消防隊員訓練計画)

検証対象物名 階梯(1F) No. 防火管理者職氏名 支倉 清太郎 参加自衛消防隊員数 3名

★ 隊員Noを記入し、実施事項の□をぬりつぶし、その下に行動内容を簡潔に記入する。

	隊員No 1	隊員No 2	隊員No 3	隊員No	隊員No
自火報発報 (ベル鳴動)					
火災表示確認	開始時の場所 (1階フロント)	開始時の場所 (1階階段セタ)	開始時の場所 (1階階段セタ)	開始時の場所 (階)	開始時の場所 (階)
現場確認	火災表示場所確認 警報(6分)確認 2F・3F・4F・5F に1階現場に行く	仮眠中	仮眠中		
初期消火	現場に到着 火災警報あり、状況 を確認する 2F・3Fと大木2回 さけり、 連絡電話で状況と 階段セタに伝えた		ヘルメット15秒後に 行動開始 階段セタへ荷積 子集放送と実施する		
通報	屋内消火栓と使用する (隊員3と)		屋内消火栓と使用する (隊員1と)		
情報伝達	防火が不審に感じ たことと確認する 火災警報のある防火区 内の重要位置	現場からの状況 報告を受けた後に 119番に通報する 非常放送と2回行う			
避難誘導	火災警報のA階段のA) D7-Fから逃げて F2の1と2回さけり		4階A階段の入り口で (Eから逃げてF2の1) と2回さけり、 5階A階段でも同じ		
消防隊到着 (情報提供)	構図と提供する。				
対応事項終了					

防火管理者の氏名

訓練参加の隊員数

対応事項を担当しない場合でも関係する行動は記入しておく。

実施する対応事項のところを黒くぬりつぶし、行う項目を簡単に記入する。

5名以上の場合は、2枚使用する。

(3) チェック表

実施直前に決定し記入する。

行動表の番号と合わす。

(様式第3号) 検証チェック表 (旅館・ホテル等用)

対象物名 消防ホタル 所在地 中央区加納町651-10

隊員番号No. 1 検証実施日 元年12月31日

検証員氏名 神野太郎 出火室 3階-309号室

特記事項
初期消火、避難誘導は隊員3人と協力で行う。
待機場所 1階フロント

開始時間 () : () 自火報発報
経過時間 () 分 () 秒 (ベル鳴動)

() 分 () 秒 火災表示確認
 仮眠状態のときは15秒経過後に行動したか
 表示確認は正確か
 他の者に指示する場合の指示は正確か
 予備放送は正確か

() 分 () 秒 現場確認
 マスターキーを持って行ったか
 「火事だー」と2回大声で叫んだか
 エレベーターの使用は適切か
 通報担当者に状況を伝えたか

() 分 () 秒 火災発生確認

() 分 () 秒 通報
 消防機関への通報は適切か(所在地・対象物名・現場の状況等)
 非常通報装置の使用は適切か

() 分 () 秒 初期消火 (消火器の場合)
 消火器の使用(安全ピン・メス・ローラー)は適切か
 消火器を実際に放出しない場合は15秒間放出態勢をとったか

() 分 () 秒 情報伝達 (原内消火栓の場合)
 屋内消火栓の使用人数(1号-2名以上・2号-1名)は適切か
 屋内消火栓の操作方法(起動ボタン、ホースの延長、バルブの開閉等)
 屋内消火栓の放水態勢を30秒間維持したか

() 分 () 秒 避難誘導
 非常放送は適切な内容で3回行ったか
 客室伝達の範囲はよいか(全客室 防火区画内 火災階以上の階)
 客室伝達の場合に「火事だー」と大声で叫んでいるか
 客室伝達の場合に客室をあけて中を確認したか
 エレベーターを使用していないか
 (特別避難階段又は、たて穴区画された階段室がある場合)
 階段の扉室、又は入口付近で「ここから逃げてください。」と2回叫んだか
 出火階 直上階 階 階 階 階 階
 誘導音装置付誘導灯設置のため行わず

() 分 () 秒 消防隊到着
 (特別避難階段又は、たて穴区画された階段室がない場合)
 階段の入口付近で「ここから逃げてください。」と2回叫んだか
 出火階 直上階 階 階 階 階 階
 火災階の1階下の階まで避難誘導したか
 火災階及び直上階、直上階より上の階
 誘導音装置付誘導灯設置のため行わず

火災階 () 分 () 秒 非火災階 () 分 () 秒 消防隊への情報提供

() 分 () 秒 対応事項終了

() 分 () 秒 限界時間

検証結果 火災階 通 否 非火災階 通 否 総合 通 否

限界時間を記入する。

チェックにあたって注意する項目を記入しておく。

本人が実施しない項目はあらかじめ消しておく。

行動をしない階はあらかじめ消しておく。

限界時間と比較して判定する。

担当する隊員の終了時間を記入する。

各対応事項の終了した時分を記入する。

(自火報発報からの経過時間)

9. 対応事項の完了までに要する時間が限界時間を超過した際の改善策

検証訓練の結果によって、限界時間内に行動を完了できなかった場合には、次のような改善策が考えられます。

1-1 訓練による対応時間の短縮

現状の夜間の防火管理体制に変更を加えず、訓練のみによって向上を図ろうとするものであり、大幅な改善は望めない。

- a) 現状のまま、訓練回数を増やす……………習熟による効果が期待できる。
- b) 消火器の取扱い、非常用放送設備等……………実地検証において、操作上のトラブルがみられた場合等には有効。

1-2 夜間の防火管理体制の変更

現状の夜間の防火管理体制の対応事項や人員構成に変更を加える。

- a) 適材適所の役割分担をする……………複数の職員により対応行動をする場合で、体力に違いがある場合や機器操作能力に得手不得手がある場合に有効。
- b) 副受信機の設置等により、従業員……………同一敷地内等に従業員が宿泊待機宿舎からの応援体制の整備を図る……………しているような場合には有効。
- c) 相互応援体制を整備する……………多数の手助けが必要な場合、特に非火災階の連絡、避難誘導に問題がある場合に有効であるが、火災階の対応にはあまり効果が期待できない。
- d) 指揮系統等組織体制を整備する……………作業分担、責任体制の不備により対応行動に混乱がみられる場合には有効。
- e) 夜間勤務者を増加する……………夜間の防火管理体制の抜本的見直し。対応時間の短縮に極めて有効。

1-3 対応事項の変更

- a) 初期消火作業で屋内消火栓を用いる……………屋内消火栓が備えられていて、その訓練が十分である場合には、消火器を用いる場合に比べてあまり

対応時間を増やさずに限界時間の延長を図れる。

- b) 伝達の方法を変える……………構内電話、無線機等を使用すれば連絡時間の短縮化に極めて有効。
- c) 仮眠待機場所の変更を行う……………夜間勤務者の仮眠場所が、防災センターや客室から遠い場合は、近くに移動させる。
確認時間の短縮に有効。
- d) 仮眠待機場所の分散を行う……………夜間勤務者の仮眠待機場所を分散させ、電話等による連絡体制を整備する。確認のための移動時間の短縮に有効。

1-4 設備等の強化

1-1～1-3の対応によるだけでは対応時間を限界時間内にすることができない場合には、設備等を強化することによって、限界時間の延長や、対応時間の短縮を図る。

- a) 火災通報装置を設置する……………119番通報する時間が大幅に短縮されるので極めて有効。
- b) 無線機、館内非常電話等を設置する……………火災確認の連絡通報時間の短縮に極めて有効。
- c) 非常用放送設備の起動装置及びマイク並びに119番通報可能な電話機を全ての階に設置する。……………防災センター要員を残す必要がなくかつ、通報、客室伝達、避難誘導の対応時間の短縮に極めて有効。
- d) 非常用放送設備又は、一斉電話等を各客室内に設置する……………客室伝達の行為を実施しなくてもよいため、客室伝達に多くの時間を要する場合には、極めて有効。
- e) 防災設備等をシステム化する……………防災センターに多くの操作機器があり、その操作が複雑であるか、人員数が不足している場合に有効。
- f) 火災避難用保護具を全客室に設置する……………非火災階の限界時間を延長することができる。
- g) 応援要請装置を設置する……………他の旅館等外部の応援を期待している場合は有効。
- h) エレベーターを改良する……………非常用エレベーター（EV）又は

停電時最寄り階停止装置付EVに改造する。

確認駆けつけ時間の短縮に有効。

- i) 階段部分に誘導音装置付誘導灯を……………階段部分での避難誘導の作業が不要となる。
- j) スプリンクラーを設置する……………限界時間の延長、対応事項の省略両面に極めて有効。

1-5 建物構造等の強化

1-1~1-4の対応によるだけでは対応時間を限界時間内にすることができない場合またはそれらの対応を選択しない場合には、建物の構造等、建物自体にかかる抜本的な対策を施すことが必要となる。本対策のうちでは、1-4のj)スプリンクラーの設置と並ぶ高度なレベルでの対策であり、改善にも時間がかかるが、効果は極めて大きい。

- a) 寝具類に防災製品を使用する……………限界時間を延長することができる。
- b) 内装の不燃化を図る…………… ”
- c) 客室と廊下間の区画性能を高める…………… ”
- d) 階段室をたて穴区画する……………避難誘導の範囲が縮小される。
- e) 各階を甲種防火戸により、複数の……………客室伝達する範囲を少なくすることができるので、客室伝達の時間の短縮化に有効。
区画に防火区画する
- f) 別棟区画する……………避難誘導の対象とする範囲を少なくすることができるので、避難誘導の時間の短縮化に有効。
- g) 安全な避難路を有するベランダを……………限界時間を大幅に延長できるため
設置する(条例によるもの) 極めて有効。
- h) 屋外階段を増設する……………最終避難経路を確保することができるので、客室伝達及び避難誘導の時間の短縮化に極めて有効。
- i) 一部の室の使用用途の変更を行う……………一部の客室を他の用途に使うこと等により、連絡・避難誘導等の対応行動の負担を軽くする。
- j) 構造を変更する……………建て替え、改築により、建物の耐火性能を向上させ、限界時間を大幅に延長させる。
対応事項の簡略化にも極めて有効。

10. 改善策の例

前述 9 の改善策の具体的な実施方法の例を次に示しておきます。

〔対応時間が限界時間を僅かに（1秒～数十秒）オーバーする場合〕

- (1) 経済的にも人的にも余裕がなく、現状の体制で改善を図って行きたい場合
 - ① 訓練による対応時間の短縮
 - a) 訓練回数を増やす。
 - b) 客室への火災連絡の訓練をする。
 - c) 消火器の取扱い、非常用放送設備等機器の基本的な操作の習熟を図る。
 - ② 夜間の防火管理体制の変更
 - a) 適材適所の役割分担をする。
- (2) 経済的には余裕がないが、人的には多少対応が可能である場合
 - ① 夜間の防火管理体制の変更
 - a) 夜間勤務者を増やす。
 - ② 対応事項の変更
 - a) 初期消火に屋内消火栓を用いる。
- (3) 人的な対応は余り望めないが、経済的に多少余裕がある場合
 - ① 設備等の強化
 - a) 火災通報装置を設置する。
 - b) 無線機、館内非常電話等を設置する。

〔対応時間が限界時間を数十秒から1～2分程度オーバーする場合〕

- (1) 経済的にも人的にも余裕がなく、現状の体制で改善を図って行きたい場合
 - ① 訓練による対応時間の短縮のみでは、改善は困難。
- (2) 経済的には余裕がないが、人的には多少対応が可能である場合
 - ① 夜間の防火管理体制の変更
 - a) 副受信機等の設置により、従業員宿舎からの応援体制の整備を図る。
 - b) 相互応援体制を整備する。
 - c) 指揮系統等組織体制を整備する。
 - ② 対応事項の変更
 - a) 仮眠待機場所の変更を行う。
 - b) 仮眠待機場所の分散を行う。

(3) 人的な対応は余り望めないが、経済的に多少余裕がある場合

① 設備等を強化する

- a) 無線機、館内非常電話等を設置する。
- b) 非常用放送設備の起動装置及びマイク並びに119番通報可能な電話機をすべての階に設置する。
- c) 非常用放送設備または一斉電話等を各客室内に設置する。
- d) 防災設備等をシステム化する。
- e) 火災避難用保護具を全客室に設置する。
- f) 応援要請装置を設置する。
- g) エレベーターを改良する。
- h) 階段部分に誘導音装置付誘導灯を設置する。

② 建物構造等を強化する

- a) 寝具類に防災製品を使用する。
- b) 内装の不燃化を図る。

[対応時間が限界時間を数分以上オーバーする場合]

この場合には、計画の多少の見直しや小規模の設備強化では対応できません。かなりの規模の設備設置や、建築構造の改造を行い、限界時間の延長を図る必要があります。

(様式第1号) 防火管理マニュアル検証対象物調査表 (旅館・ホテル等用)

対象物名	所在地	区	No.
------	-----	---	-----

検証対象物が2棟以上ある場合は棟ごとに作成してください。

1. 建物概要

(1) 延べ面積 m² (2) 建物構造 全部耐火造 その他

(3) 階数 地上 階 地下 階 (4) 防災センター 有 位置 無

2. 消防用設備等

(1) スプリンクラー設備 全館有 一部有 () 無

(2) 屋内消火栓設備 1号消火栓有 2号消火栓有 無

(3) 非常用放送設備 (非常用構内通報機等を含む) 有 (種別) 無

(4) 非常通報装置 直接通報 ワンタッチ通報 無

(5) 誘導音装置付誘導灯 全部有 一部有 (位置) 無

(6) 一般業務用放送設備 有 無

3. 階 段

(1) 屋外避難階段 有 (箇所) 無

(2) 特別避難階段 有 (箇所) 無

(3) 直通避難階段 有 (箇所) 無

4. 内装制限等

(1) 室内の内装制限 有 無

(2) 客室と廊下の間に欄間、ガラリ 有 無

(3) 寝具類の防火措置 有 無

(4) たて穴区画 有 無

5. 避 難 等

(1) 条例第49条第2項による2方向避難経路 (バルコニー等) 全部有 一部有 () 無

(2) 安全な避難経路を有する屋上避難広場 有 (位置) 無

(3) エレベーター

・非常用エレベーター 有 (場所・位置) 無

・その他のエレベーターの停電時最寄り階停止措置 有 無

6. 防火管理

(1) 自動火災報知設備の受信機の位置 主 副

(2) 夜間の自衛消防隊員数 人 (仮眠中 人・勤務 人)

() 内に待機場所又は仮眠場所を記入する。

<input type="text"/> 階 () 人	<input type="text"/> 階 () 人	<input type="text"/> 階 () 人	<input type="text"/> 階 () 人
<input type="text"/> 階 () 人	<input type="text"/> 階 () 人	<input type="text"/> 階 () 人	<input type="text"/> 階 () 人

行動表 (自衛消防隊員訓練計画)

検証対象物名 _____ No. _____ 防火管理者職氏名 _____ 参加自衛消防隊員数 _____ 名

★ 隊員Noを記入し、実施事項の□をぬりつぶし、その下に行動内容を簡潔に記入する。

自火報発報 (ベル鳴動)	隊員No	隊員No	隊員No	隊員No	隊員No	隊員No
	開始時の場所 (階)	開始時の場所 (階)	開始時の場所 (階)	開始時の場所 (階)	開始時の場所 (階)	開始時の場所 (階)
火災表示確認	□	□	□	□	□	□
現場確認	□	□	□	□	□	□
初期消火	□	□	□	□	□	□
通 報	□	□	□	□	□	□
情報伝達	□	□	□	□	□	□
避難誘導	□	□	□	□	□	□
消防隊到着 (情報提供)	□	□	□	□	□	□
対応事項終了						

(様式第3号) 検証チェック表 (旅館・ホテル等用)

対象物名	所在地	区	No.
------	-----	---	-----

隊員番号No.

★ 検証実施日 年 月 日

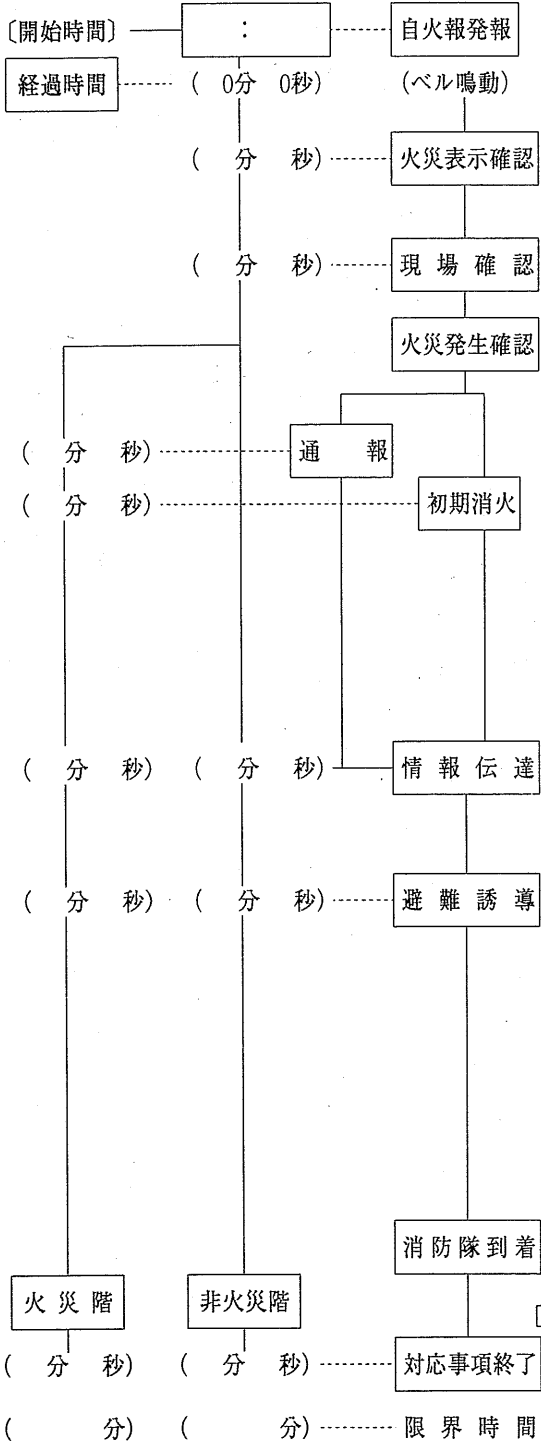
検証員氏名

★ 出火室 階 号室

★ 限界時間

火災階	分
非火災階	分

特記事項



- 仮眠状態のときは15秒経過後に行動したか
- 表示窓確認は正確か
- 他の者に指示する場合の指示は正確か
- 予備放送は正確か

- マスターキーを持って行ったか
- 「火事だ〜」と2回大声で叫んだか
- エレベーターの使用は適切か
- 通報担当者に状況を伝えたか

- 消防機関への通報は適切か (所在地・対象物名・現場の状況等)
- 火災通報装置の使用は適切か
- (消火器の場合)
- 消火器の使用法 (安全ピン、ノズル、レバー) は適切か
- 消火器を実際に放出しない場合は15秒間放出態勢をとったか

- (屋内消火栓の場合)
- 屋内消火栓の使用人数 (1号-2名以上・2号-1名) は適切か
- 屋内消火栓の操作方法 (起動ボタン、ホースの延長、バルブの開閉等)
- 屋内消火栓の放水態勢を30秒間維持したか

- 非常放送は適切な内容で3回行ったか
- 客室伝達の範囲はよいか (全客室 防火区画内 火災階以上の階)
- 客室伝達の場合に「火事だ〜」と大声で叫んでいるか
- 客室伝達の場合に客室をあけて中を確認したか
- エレベーターを使用していないか

- [特別避難階段又は、たて穴区画された階段室がある場合]
- 階段の附室、又は入口付近で「ここから逃げてください。」と2回叫んだか
 - 出火階 直上階 階 階 階 階 階 階
 - 誘導音装置付誘導灯設置のため行わず

- [特別避難階段又は、たて穴区画された階段室がない場合]
- 階段の入口付近で「ここから逃げてください。」と2回叫んだか
 - 出火階 直上階 階 階 階 階 階 階
 - 火災階の1階下の階まで避難誘導したか
 - 火災階及び直上階、 直上階より上の階
 - 誘導音装置付誘導灯設置のため行わず

- 消防隊への情報提供

検証結果

火災階	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	非火災階	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	総合	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
-----	---	------	---	----	---

この「指導マニュアル」に基づく検証訓練についてのお問い合わせは、下記にお願いします。

神戸市消防局予防部査察課 (TEL325-8513 内線281,282)

神戸市内各消防署予防査察係



この冊子は再生紙を使用しています。